

## 令和4年 春の全国交通安全運動推進要綱

目 的
この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間
令和4年4月6日(水)から15日(金)までの10日間 (準備期間：3月17日(木)から4月5日(火))

運動の重点
<p style="text-align: center;">全 国 重 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供を始めとする歩行者の安全確保</li> <li>○ 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上</li> <li>○ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保</li> </ul> <p style="text-align: center;">大 阪 重 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二輪車の交通事故防止</li> </ul>

スローガン
○ 確認の 甘さが辛い 事故を呼ぶ

運動の進め方
<p>交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症への適切な対応を踏まえた交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。</li> <li>○ 関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。</li> <li>○ SNS等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。</li> <li>○ 交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。</li> <li>○ 本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。</li> </ul>

4月の府内一斉交通安全指導日等	
4月 8日(金)	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
4月10日(日)	交通事故死ゼロを目指す日
4月15日(金)	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
4月20日(水)	めいわく駐車・放置自転車追放デー ノーマイカーデー

## 二輪車の交通事故防止

大阪府における二輪車の交通事故件数は減少傾向にあるものの、令和3年は前年に比べ死者数が大幅に増加したこと、更に全死者数に占める割合についても高い水準(約32%)で推移していることから、無謀なすり抜け運転の防止を目的とする、「二輪車”すり抜け運転”ストップ運動」や各種広報啓発により、二輪車の交通事故防止を推進する。

### ◆ 推進機関・団体での推進項目

- 二輪車運転者の交通マナー向上のための積極的な広報啓発活動の推進
- 街頭活動を通じ、車列のすり抜け等を行う二輪車運転者に対する指導警告の推進(二輪車”すり抜け運転”ストップ運動の推進)

### ◆ 広報・実践促進事項

- ・ 交差点に進入するときは、しっかり安全確認をしましょう。
- ・ すり抜け運転は非常に危険、絶対やめましょう。
- ・ スピードを控え、危険を予測した運転をしましょう。
- ・ 交通事故に備え、プロテクター等を装着し、体をしっかり保護しましょう。

### ● 二輪車運転者は

- 車間距離を十分に取り、車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。
- 安全な速度で走行し、交差点では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をしましょう。
- 交差点を直進する際は、対向車の動きに十分注意しましょう。
- 車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。
- ヘルメットを必ずかぶりましょう。
- 交通事故に備えて、重傷化防止を目的とした胸部プロテクター等を装着しましょう。

### ● 地域・職場では

- 地域交通安全活動推進委員等による二輪車運転者を対象とした街頭活動をしましょう。
- 事業者や安全運転管理者は、車両を利用する従業員に対し、安全に運転するための基本事項を再確認させ、技能と知識の定着を図りましょう。
- ヒヤリ・ハット映像等を活用した交通安全教育を行いましょう。

### ● 家庭では

- 身近に起こった「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族や友人と話し合いましょう。
- 時間に余裕をもって出発できるよう声かけをしましょう。

※ すり抜け運転とは  
二輪車運転者が停止中又は走行中の車両の側方を通過する行為をいい、以下の違反類型に該当するものをいう。

- |          |            |            |
|----------|------------|------------|
| ① 追越し違反  | ② 路側帯通行違反  | ③ 右側通行違反   |
| ④ 割込み等違反 | ⑤ 進路変更禁止違反 | ⑥ 安全運転義務違反 |



大阪府の状況 令和3年中（府警調べ）

● 二輪車の交通事故発生状況

	令和3年	令和2年	前年対比
件数	6,274	6,405	-131
死者数	45	36	9
負傷者数	5,360	5,480	-120

※ 二輪車乗車中の死傷者数

● 状態別死者数

状態	年	令和3年	
		死者数	構成率
歩行者		43	30.7
自動車		24	17.1
二輪車		45	32.1
自転車		27	19.3
その他		1	0.7
合計		140	100.0

● 二輪車の交通事故の類型別死傷者数

類型	年	令和3年		
		死者数	負傷者数	構成率
横断中		0	6	0.1%
その他		0	2	0.0%
人対車両		0	8	0.1%
正面衝突		3	68	1.3%
追突		2	630	11.7%
出合頭		12	1,500	28.0%
左折時		1	646	12.0%
右折時		10	1,272	23.7%
その他		6	1,207	22.4%
車両相互		34	5,323	99.1%
車両単独		11	29	0.7%
列車		0	0	0.0%
合計		45	5,360	100.0%

※ 二輪車乗車中の死傷者数

● 二輪車の交通事故の違反別死傷者数

違反	年	令和3年		
		死者数	負傷者数	構成率
信号無視		5	58	1.2%
速度超過		1	10	0.2%
交差点安全進行義務		8	291	5.7%
指定場所一時不停止		2	65	1.3%
安全運転義務	ハンドル等操作不適	6	56	1.2%
	前方不注意	2	54	1.1%
	動静不注視	6	1,416	26.9%
	安全不確認	7	1,571	29.8%
その他		0	48	0.9%
その他の違反		6	159	3.1%
調査不能		0	3	0.1%
違反なし		1	1,513	28.6%
合計		44	5,244	100.0%

※ 二輪車乗車中（1当+2当）の死傷者数

● 二輪車の交通事故の道路形状別死傷者数

道路	年	令和3年		
		死者数	負傷者数	構成率
交差点		26	2,994	55.9%
交差点付近		6	627	11.7%
交差点等		32	3,621	67.6%
単路		13	1,704	31.8%
踏切		0	0	0.0%
一般交通の場所		0	35	0.6%
合計		45	5,360	100.0%

※ 二輪車乗車中の死傷者数